

### 協議3 地域公共交通確保維持事業の認定申請について

#### 1 目的

路線バス「北条営業所～宝殿駅北口線」について、国の補助制度を活用するため、国への認定申請を行います。この申請を行うにあたり、本協議会で内容をご協議いただくものです。

#### 2 経緯経過

現在、高砂市では、県及び他市と協調し、住民にとって必要不可欠な路線バスの維持確保を図るため、民営の乗合バス事業者（神姫バス株式会社）に補助金を交付しています。

現在の補助路線は、次の2路線です。

- ① “北条営業所～宝殿駅北口線”（令和8年度補助見込額 234千円）
- ② “姫路駅～鹿島神社線”（令和8年度補助見込額 3,513千円）

#### 3 高砂市地域公共交通計画における同路線の位置づけについて

令和8年3月に策定した高砂市地域公共交通計画（以下、計画という）では補助対象系統の位置づけと役割を示し、幹線交通である路線バスについては、「国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業（幹線系統補助）を活用し、持続可能な運行を行います。」と記載しています。

幹線交通	路線バス(茶色系統) ・北条営業所～丸山公園前～ 播磨農高前～神吉～ 宝殿駅北口系統	市外、市内の駅や主要施設等をつなぐような地域公共交通需要に対応する交通です。	国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(幹線系統補助)を活用し、持続可能な運行を行います。
------	---	--	---

高砂市地域公共交通計画(抜粋:P34)

#### 4 地域公共交通確保維持事業の認定申請について

“北条営業所～宝殿駅北口線”の赤字欠損補助には、これまでは県補助金を活用していましたが、このたび国補助金の要件を満たしたため、本協議会から国へ補助金の認定申請を行うものです。

認定申請にあたっては、確保・維持を図る運行系統を計画に記載するほか、目的や必要性、運行主体、運行費用およびその負担等を記載した書類の添付が必要となります。次ページに、認定申請に必要な書類を示しており、本協議会で協議のうえ、令和8年6月30日までに申請を行う予定としています。

<これまで>

県	兵庫県市町振興支援交付金	⇒	神姫バス株式会社
市	高砂市地方バス公共交通維持確保対策補助金		

<これから>

国	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	⇒	神姫バス株式会社
県	兵庫県市町振興支援交付金		
市	高砂市地方バス公共交通維持確保対策補助金		

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(参考:抜粋)

(地域公共交通計画)

第7条 陸上交通(地域間幹線系統)に係る地域公共交通確保維持事業(以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。)を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。(抄)

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービス(活性化法第1条に規定する地域旅客運送サービスをいう。以下同じ。)の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

2 前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した書類を添付するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
- 二 前項第一号の運行系統の概要及び運送予定者
- 三 前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
- 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

(抄)

(地域公共交通計画の認定の申請)

第8条 活性化法法定協議会は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、当該活性化法法定協議会の議論を経て策定された、前条第1項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

2 前項の認定の申請は、様式第1-1による地域公共交通計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日(補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあっては大臣が指定する日)までに大臣に提出して行うものとする。

(抄)

令和8年5月28日

高砂市地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

高砂市では民営路線バスが鉄道駅を中心に運行しているが、利用低迷により減便が進み、本市では1時間に1本未満と利便性が低下している。このため、地域からは運行頻度や時間帯拡大の要望が出ており、ニーズに応じた再編が必要となっている。

市内には路線バスのほか、コミュニティバスの「じょうとんバス」や「じょうとんバスミニ」、タクシーなどの公共交通ネットワークがあり、高齢者を中心に生活に不可欠な交通手段として機能している。

しかし、人口減少や自家用車利用の増加により公共交通の維持が厳しくなっている。鉄道駅800m、バス停300mを徒歩圏とすると、市民の約8割は公共交通圏内に住むが、残り2割は交通手段が乏しい交通不便地域である。これらの状況から、国の補助制度を活用し、幹線交通※である民営路線バスの維持・確保を図り、市民の生活交通を守る必要がある

※幹線交通とは、市外、市内の駅や主要施設等をつなぐような地域公共交通需要に対応する交通のこと（高砂市地域公共交通計画P33参照）

【対象路線】 ※令和9年度（R8.10～R9.9）

北条営業所～播磨農高前～宝殿駅北口（高砂市、加古川市、加西市）

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

民営路線バス（地域間幹線系統）の利用者数を、令和6年度実績並みの3.9万人を維持する。

## (2) 事業の効果

国の補助制度を活用することにより、将来にわたり対象路線を維持することができ、市民の通勤・通学・通院及び買い物等日常生活に必要な交通手段が確保される。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・系統や便数、運行ダイヤの見直し、効率化の検討（事業者）
- ・ホームページ等の多様なツールを活用した情報提供（高砂市・事業者）
- ・公共交通の利用促進イベントの実施（高砂市・事業者）

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表2を添付 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線について、その運行に係る費用に対しての高砂市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた額の内、各路線の全キロ程に対する高砂市のキロ程の割合に応じて負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
バス事業者保有のデータ(停留所ごとの乗降調査、系統別輸送実績等)による。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
別紙「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容」を添付
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年10月3日（R6年度第1回） 「高砂市地域公共交通会議の廃止と活性化協議会の設置について」（協議事項） →高砂市地域公共交通活性化協議会が、「道路運送法」に基づく地域公共交通会議としての機能と、地域公共交通計画の実施及び変更に関する事項を協議する「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会としての機能の両方を有し運用していくため、高砂市地域公共交通会議を廃止する旨の協議を行った。</li> <li>・令和6年11月5日（R6年度第2回） 「高砂市地域公共交通活性化協議会の設置について」（協議事項） →社会環境の変化に対応した持続可能な地域公共交通の方向性を定めることを目的として、活性化再生法に基づいた高砂市地域公共交通計画を令和7年度末に策定するため、高砂市地域公共交通活性化協議会を設置した。</li> <li>・令和7年2月10日（R6年度第3回） 「高砂市地域公共交通計画の進捗状況について」（報告事項） →高砂市地域公共交通計画の策定に伴い、現状分析や各種調査結果及び公共交通の課題案について報告を行った。</li> </ul>

- ・令和7年5月26日(R7年度第1回)  
「高砂市地域公共交通計画方針案について」(協議事項)  
→高砂市地域公共交通計画の策定に伴い、基本理念や基本方針などの計画方針案について協議を行った。
- ・令和7年8月28日(R7年度第2回)  
「高砂市地域公共交通計画素案について」(協議事項)  
→補助対象路線を地域公共交通計画に位置付けることについて協議を行った。
- ・令和7年11月28日(R7年度第3回)  
「高砂市地域公共交通計画案について」(協議事項)  
→高砂市地域公共交通計画の策定に伴い、パブリックコメント実施に向けて、同計画の案をまとめた。
- ・令和8年2月9日(R7年度第4回)  
「高砂市地域公共交通計画案について」(協議事項)  
→高砂市地域公共交通計画案について協議が整った。
- ・令和8年5月28日(R8年度第1回) ※予定  
「地域公共交通計画「別紙」について」(議案)  
→国の地域公共交通確保維持事業を活用し、地域間幹線系統として令和9年度の補助を行うため、地域公共交通計画別紙の内容について承認を得た。

## 19. 利用者等の意見の反映状況

- ・民営路線バスを含め地域公共交通に関する意見は、市のメール送信フォームや窓口での対応等で随時聴取を行っている。  
また、自治会との意見交換会や説明会等を行った際にも地域の意見を受けており、可能な限り地域公共交通計画へ反映している。

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 兵庫県 高砂市 荒井町千鳥1丁目1番1号

(所属) 高砂市 都市創造部 都市政策課

(氏名)

(電話) 079-451-6799

(e-mail) tact3810@city.takasago.lg.jp

令和9年度

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

※令和10年度、令和11年度については、令和9年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
兵庫県 (高砂市)	神姫バス株式会社	北条営業所～播磨農 (1) 高前～宝殿駅北口 (22)	65.0	
合 計			65	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置に係る特例措置系統には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合には、その旨を記載することであり、その旨を記載することにより、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和 9 年度

事業者名 神姫バス株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 <sup>※</sup> )の 損益状況		乗合バス事業				
営業収益	10,827,028千円	営業外収益	75,596千円	経常収益(イ)	10,902,624千円	R7
営業費用	11,707,862千円	営業外費用	11,816千円	経常費用(ロ)	11,719,680千円	
営業損益	△ 880,834千円	営業外損益	63,778千円	経常損益	△ 817,056千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	22,920,097.0 km			経常収支率	93.02 %	

  

基準期間の前年度の 損益状況		乗合バス事業				
営業収益	10,092,381千円	営業外収益	39,808千円	経常収益(イ')	10,132,189千円	R6
営業費用	11,328,571千円	営業外費用	20,915千円	経常費用(ロ')	11,349,486千円	
営業損益	△ 1,236,190千円	営業外損益	18,893千円	経常損益	△ 1,217,297千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	23,327,301.0 km			経常収支率	89.27 %	

  

基準期間の前々年度の 損益状況		乗合バス事業				
営業収益	9,255,516千円	営業外収益	20,953千円	経常収益(イ'')	9,276,469千円	R5
営業費用	10,699,346千円	営業外費用	8,954千円	経常費用(ロ'')	10,708,300千円	
営業損益	△ 1,443,830千円	営業外損益	11,999千円	経常損益	△ 1,431,831千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	23,543,645.0 km			経常収支率	86.62 %	

(補助対象事業者の「基準期間<sup>※</sup>を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	454円.82銭	486円.53銭	511円.32銭
京阪神	454円.82銭	486円.53銭	511円.32銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (a+b+c)÷3=二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ-ホ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハト
北近畿	484円.22銭	446円.82銭	446円.82銭	37円.40銭	475円.67銭
京阪神	484円.22銭	589円.52銭	484円.22銭		475円.67銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割合 フ	改定率 コ
		基準期間の 前年度	3 / 3	
北近畿-京阪神	令和5年10月30日	基準期間の 前年度	2 / 3	28.81%
		基準期間の 年度	1 / 3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

神姫バス株式会社

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特例 措置	運行 系統名	運行系統		計画運 行日数	計画運行 回数 ( )	計画平均 乗車密度	計画輸 送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施する 区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府 県外乗入部分のキロ程	他路線との結合 部分に係るキロ程	他路線との結合 率	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他路線と の結合部分以外 のキロ程の比率 (チ-リ+ヌ+ ル)÷チ=ヨ			
				起点	主な 経由地					終点	チ								オ	オ÷チ=ウ	リ
北 近 畿	22		北条営業所～播磨高瀬前～宝殿駅北口	北条営業所	播磨高瀬前	宝殿駅北口	362日	1,568回 (4.2回)	4.0	16.8人	往22.7km	(平均)			(平均)	(平均)		%	100.000		
											復22.7km	22.7km									
											往22.7km				往13.3km						
											復22.7km	22.7km			復13.3km	13.3km					
			加西市							往22.7km				往9.1km						%	40.088
			加古川市							往22.7km				往9.1km	9.1km					%	40.088
			高砂市							往22.7km				往0.3km	0.3km					%	1.321
			計	1系統						復22.7km	22.7km			(平均)	(平均)		(平均)				

神姫バス株式会社

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特例 措置	補助ブロック外 乗入部分及び同 一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率	計画実車走行 キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合	3年平均	基準期間の前々年度				基準期間の前年度				基準期間				補助対象系統の 経常収益の見込 額
								経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ'÷マ'=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=f	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=g	
北 近 畿	22		100.000%	68,868.8km	30,771,957円	176円.67銭	33円.96銭	33円.96銭	176円.67銭	210円.63銭	13,323,295円	68,964.4km	193円.19銭	14,449,906円	68,899.8km	209円.72銭	15,748,732円	68,772.2km	228円.99銭	12,167,050円
合計				68,869円	30,771,957円						13,323,295円	68,964.4km		14,449,906円	68,899.8km		15,748,732円	68,772.2km		12,167,050円

神姫バス株式会社

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特例 措置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうち いずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との結合 部分以外に係る もの	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック都道府 県外乗入部分以 外の乗入に係るもの	計画平均乗車 密度から乗車 本数の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を控除 した額	ウの負担者とその負担割合												
												都道府県			市区町村			その他の者			事業者自己負担			「その他の者」の 具体的概要
												負担額	負担割合	負担率	負担額	負担割合	負担率	負担額	負担割合	負担率	負担額	負担割合	負担率	
北 近 畿	22		18,604,907円	13,847,380円	13,847,380円	13,847,380円	13,847,380円	9,890,885円	9,890千円	4,945.0千円	21,180,600円	16,235,600円	386,333円	4.1%	2,511,167円	26.4%	6,614,713円	69.5%						
						8,113,179円		5,795,127円	5,795千円	2,897.5千円	12,409,713円	9,512,213円	264,333円	4.1%	1,718,167円	26.4%	4,525,878円	69.5%						
						5,551,137円		3,965,097円	3,965千円	1,982.5千円	8,490,878円	6,508,378円	264,333円	4.1%	1,718,167円	26.4%	4,525,878円	69.5%						
						182,923円		130,659円	130千円	65.0千円	279,795円	214,795円	6,666円	4.0%	56,334円	26.2%	149,795円	69.8%						
計			18,604,907円	13,847,380円	13,847,380円	13,847,239円	13,847,380円	9,890,883円	9,890千円	4,945円	21,180,386円	16,235,386円	659,332円	4.1%	4,285,668円	26.4%	11,290,386円	69.5%						

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第330号、自旅第151号、自資第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額に記載すること。
5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
8. 「補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合」の欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
9. 「改定率」の欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
10. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとと一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
11. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5に「た」に書きに該当する場合には「3」を記載する。
12. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全運行回数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
13. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
14. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分には「リ」に記載すること。
15. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいひ、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ク))に係るキロ程を記載すること。
16. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ノ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
17. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
19. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
20. 「補助対象経費」の欄は、「(ネ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、「(ウ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、「(ウ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)こと。」
21. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の「(ノ)」は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか低い額を記載すること。  
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
22. 「計画額」の欄は、系統ごと(百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
23. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
24. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。  
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容（令和9年度）

協議会等名	申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組		実施主体と実施時期
						計画	取組内容	
加西市 加古川市 高砂市	神姫22	北条営業所 ～播磨農高前～宝殿駅 北口	北条営業所	播磨農高前	宝殿駅北口	<p>①沿線の通学需要を考慮したダイヤ設定による利用取り込みの継続</p> <p>②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討</p> <p>③加西市との福祉（優待乗車）施策の継続。</p> <p>④加西市との連携によるバス時刻表の作成・配布。</p> <p>⑤加古川市との運賃施策（市内上限運賃制度）の周知による利用促進。</p> <p>⑥高砂市コミュニティバスとの接続を意識したダイヤ設定による需要喚起。</p> <p>&lt;定量的な効果目標&gt; 上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。</p>	<p>①神姫バス</p> <p>②神姫バス</p> <p>③加西市・神姫バス</p> <p>④加西市・神姫バス</p> <p>⑤加古川市・神姫バス</p> <p>⑥高砂市・神姫バス</p> <p>&lt;実施時期&gt; 左記の取組は通年での実施を予定する。対外的な調整が必要な案件は、実施の目的が立ち次第とする。</p>	

【記載要領】

- この書類は、生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画を含む。以下同じ。）の策定主体である都道府県協議会等と協議の上、作成すること。
- 各欄は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）に係る内容を運行系統ごとに記載すること。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載すること。
- 計画欄には、生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画を含む）に記載した補助対象期間に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項を、取組実績欄には、計画に対応した補助対象期間の実績をそれぞれ記載すること。
- 備考欄には、今後の対応の方向性等特記すべき事項について記載すること。

